

少年法等の一部を改正する法律新旧対照条文（抜粋）

目 次

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）	（第一条関係）	1
○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	（第二条関係）	14
○ 少年院法（平成二十六年法律第五十八号）	（第三条関係）	36

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 記事等の掲載の禁止（第六十一条）</p> <p>第五章 特定少年の特例</p> <p>第一節 保護事件の特例（第六十二条―第六十六条）</p> <p>第二節 刑事事件の特例（第六十七条）</p> <p>第三節 記事等の掲載の禁止の特例（第六十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「少年」とは、二十歳に満たない者をいう。</p> <p>2 この法律において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。</p> <p>（判事補の職権）</p> <p>第四条 第二十条第一項の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。</p> <p>（付添人）</p> <p>第十条 少年並びにその保護者、法定代理人、保佐人、</p>	<p>目次</p> <p>第一章〜第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第六十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（少年、成人、保護者）</p> <p>第二条 この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。</p> <p>2 この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。</p> <p>（判事補の職権）</p> <p>第四条 第二十条の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。</p> <p>（付添人）</p> <p>第十条 少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて</p>

配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2 (略)

(呼出し及び同行)

第十一条 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発して、その呼出しをすることができる。

2 家庭裁判所は、少年又は保護者が、正当な理由がなく、前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年又は保護者に対して、同行状を発して、その同行をすることができる。

(緊急の場合の同行)

第十二条 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発して、その同行をすることができる。

2 (略)

(決定の執行)

第二十六条 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項並びに第二十四条第一項第二号及び第三号の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察

、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。

2 (略)

(呼出、同行)

第十一条 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することができる。

2 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に応じない者に対して、同行状を発することができる。

(緊急の場合の同行)

第十二条 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することができる。

2 (略)

(決定の執行)

第二十六条 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察

官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる。

2 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項並びに第二十四条第一項第二号及び第三号の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を發して、その呼出しをすることができる。

3 家庭裁判所は、少年が、正当な理由がなく、前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年に対して、同行状を發して、その同行をすることができる。

4 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を發して、その同行をすることができる。

5・6 (略)

(少年鑑別所収容の一時継続)

第二十六条の二 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、必要と認めるときは、決定をもつて、少年を引き続き相当期間少年鑑別所に収容することができる。ただし、その期間は、七日を超えることはできない。

(保護処分取消)

第二十七条の二 (略)

察官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる。

2 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項、第十八条、第二十条及び第二十四条第一項の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を發することができる。

3 家庭裁判所は、正当な理由がなく前項の呼出しに応じない者に対して、同行状を發することができる。

4 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を發することができる。

5・6 (略)

(少年鑑別所収容の一時継続)

第二十六条の二 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、第十八条から第二十条まで、第二十三条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、必要と認めるときは、決定をもつて、少年を引き続き相当期間少年鑑別所に収容することができる。但し、その期間は、七日を超えることはできない。

(保護処分取消)

第二十七条の二 (略)

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による第二十四条第一項の保護処分の取消しの事件の手続は、その性質に反しない限り、同項の保護処分に係る事件の手続の例による。

(検察官へ送致後の取扱い)

第四十五条 家庭裁判所が、第二十条第一項の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

一 五 (略)

六 第十条第一項の規定により選任された弁護士である付添人は、これを弁護士とみなす。

七 (略)

(取扱いの分離)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二条第四号の受刑者（同条第八号の未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）を除く。）を二十歳以上の者と分離して収容しなければならない。

(懲役又は禁錮の執行)

第五十六条 (略)

2 本人が二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

6 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による保護処分の取消しの事件の手続は、その性質に反しない限り、保護事件の例による。

(検察官へ送致後の取扱い)

第四十五条 家庭裁判所が、第二十条の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

一 五 (略)

六 少年又は保護者が選任した弁護士である付添人は、これを弁護士とみなす。

七 (略)

(取扱いの分離)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設においては、少年（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二条第四号の受刑者（同条第八号の未決拘禁者としての地位を有するものを除く。）を除く。）を成人と分離して収容しなければならない。

(懲役又は禁錮の執行)

第五十六条 (略)

2 本人が満二十歳に達した後でも、満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

3
(略)

第四章 記事等の掲載の禁止

(削る)

第六十一条 (略)

第五章 特定少年の特例

第一節 保護事件の特例

(検察官への送致についての特例)

第六十二条 家庭裁判所は、特定少年（十八歳以上の少年をいう。以下同じ。）に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2

前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなればならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは

3
(略)

第四章 雑則

(記事等の掲載の禁止)

第六十一条 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

は禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（前号に該当するものを除く。）

第六十三条 家庭裁判所は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。他の法律において準用する場合を含む。）

）及び政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）に規定する罪の事件（次項に規定する場合に係る同項に規定する罪の事件を除く。）であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、前条第一項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たつては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

2 家庭裁判所は、公職選挙法第二百四十七条の罪又は同法第二百五十一条の二第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪、同法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等が犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者が犯した同項に規定する罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るものについて、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、前条第一項の規定にかかわらず、同項の決定をしなければならぬ。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。

（保護処分についての特例）

第六十四条 第二十四条第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第二十三条の場合を除いて、審判を開始

（新設）

（新設）

-
- した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分がいずれかをしなければならぬ。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限り、これを行うことができる。
- 一 六月の保護観察所の保護観察に付すること。
 - 二 二年の保護観察所の保護観察に付すること。
 - 三 少年院に送致すること。
- 2| 前項第二号の保護観察においては、第六十六条第一項に規定する場合に、同項の決定により少年院に収容することができるものとし、家庭裁判所は、同号の保護処分をするときは、その決定と同時に、一年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して同項の決定により少年院に収容することができる期間を定めなければならない。
- 3| 家庭裁判所は、第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、三年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院に収容する期間を定めなければならない。
- 4| 勾留され又は第十七条第一項第二号の措置がとられた特定少年については、未決勾留の日数は、その全部又は一部を、前二項の規定により定める期間に算入することができる。
- 5| 第一項の保護処分においては、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。
-

(この法律の適用関係)

第六十五条 第三条第一項(第三号に係る部分に限る。

2)の規定は、特定少年については、適用しない。

2 第十二条、第二十六条第四項及び第二十六条の二の

規定は、特定少年である少年の保護事件(第二十六条

の四第一項の規定による保護処分に係る事件を除く。

)については、適用しない。

3 第二十七条の二第五項の規定は、少年院に収容中の

者について、前条第一項第二号又は第三号の保護処分

を取り消した場合には、適用しない。

4 特定少年である少年の保護事件に関する次の表の上

欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これら

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲

げる字句とする。

第四条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第十七条の二第一項ただし書、第三十二条ただし書及び第三十五条第一項ただし書(第十七条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。)	選任者である保護者	第六十二条第一項の特定少年
第二十三条第一項	又は第二十条	第六十二条又は第六十三条第

(新設)

第二十四条の二 第一項	前条第一項	第六十四条第一 項	二項
第二十五条第一 項及び第二十七 条の二第六項	第二十四条第一 項	第六十四条第一 項	
第二十六条第一 項及び第二項	並びに第二十四 条第一項第二号 及び第三号	及び第六十四条 第一項第三号	
第二十六条の三 項第三号	第二十四条第一 項第三号	第六十四条第一 項第三号	
第二十八条	第二十四条又は 第二十五条	第二十五条又は 第六十四条	

(保護観察中の者に対する収容決定)

第六十六条 更生保護法第六十八条の二の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第六十四条第一項第二号の保護処分を受けた者がその遵守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事由があり、その程度が重く、かつ、少年院において処遇を行わなければ本人の改善及び更生を図ることができないと認めるときは、これを少年院に収容する旨の決定をしなければならない。ただし、この項の決定により既に少年院に収容した期間が通算して同条第二項の規定により定められた期間に達しているときは、この限りでない。

2) 次項に定めるもののほか、前項の決定に係る事件の手続は、その性質に反しない限り、この法律（この項

(新設)

を除く。)の規定による特定少年である少年の保護事件の手續の例による。

3| 第一項の決定をする場合においては、前項の規定によりその例によることとされる第十七条第一項第二号の措置における収容及び更生保護法第六十八条の第三項の規定による留置の日数は、その全部又は一部を、第六十四条第二項の規定により定められた期間に算入することができる。

第二節 刑事事件の特例

第六十七条 第四十一条及び第四十三条第三項の規定は、特定少年の被疑事件(同項の規定については、第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。)については、適用しない。

2| 第四十八条第一項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、特定少年の被疑事件(第二十条第一項又は第六十二条第一項の決定があつたものに限る。)の被疑者及び特定少年である被告人については、適用しない。

3| 第四十九条第二項の規定は、特定少年に対する被告事件については、適用しない。

4| 第五十二条、第五十四条並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、特定少年については、適用しない。

5| 第五十八条及び第五十九条の規定は、特定少年のとき刑の言渡しを受けた者については、適用しない。

6| 第六十条の規定は、特定少年のとき犯した罪により

(新設)

(新設)

7| 刑に処せられた者については、適用しない。

特定少年である少年の刑事事件に関する次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条	第二十条第一項	第六十二条第一項
第四十五条の三	第二十四条第一項	第六十四条第一項
第一項及び第四十六條第一項		

第三節 記事等の掲載の禁止の特例

第六十八条 第六十一条の規定は、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合における同条の記事又は写真については、適用しない。ただし、当該罪に係る事件について刑事訴訟法第四百六十一条の請求がされた場合（同法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつた場合を除く。）は、この限りでない。

附 則

(施行期日)
第一条 (略)

(経過規定)

(新設)

(新設)

附 則

(施行期日)
第六十二条 (略)

(経過規定)

第二条 この附則において「旧法」とは、従前の少年法
(大正十一年法律第四十二号)をいう。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第六十三条 この附則で「新法」とは、この法律による

改正後の少年法をいい、「旧法」とは、従前の少年法
(大正十一年法律第四十二号)をいう。

2 この法律施行の際少年審判所に係属中の事件は、こ
れを家庭裁判所に係属したものとみなす。

3 前項の場合において、旧法第三十七条の規定により
なされた処分は、次の例に従い、これを新法第十七条
の規定によりなされた措置とみなす。

旧法第三十七条

新法第十七条

第一項第一号から第四号ま
での処分

第一項第一号の措
置

第二項の処分

第一項第二号の措
置

4 旧法第四条第一項第五号から第九号までの保護処分
は、次の例に従い、これを新法第二十四条又は第二十
五条の規定によりなされたものとみなす。

旧法第四条

新法

第一項第五号(保護団体に
委託する保護処分を除く。
)及び第九号の保護処分

第二十五条第一項
及び第二項第三号

第一項第五号中保護団体に
委託する保護処分及び第六
号の保護処分

第二十四条第一項
第一号

第一項第七号の保護処分

第二十四条第一項
第二号

第一項第八号の保護処分

第二十四条第一項
第三号

5 前二項に規定するものの外、旧法の規定によりなさ

(削る)

第三条 (略)

第四条 (略)

第五条 (略)

(削る)

れた処分は、この法律の相当規定によりなされたものとみなす。

第六十四条 この法律施行前言渡を受けた刑においては、第五十八条及び第五十九条の適用については、「第五十一条」及び「第五十二条第一項及び第二項」とあるのは、それぞれ、「旧法第七条第一項」及び「旧法第八条第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)

第六十七条 (略)

第六十八条 この法律施行後二年間、第二条第一項の規定にかかわらず、少年は、これを十八歳に満たない者とし、成人は、これを満十八歳以上の者とする。

2 前項の適用については、第四十五条第三号、第四十七条第二項、第四十八条第三項及び第五十六条第二項の「二十歳」とあるのは、これを「十八歳」と読み替えるものとする。

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 仮釈放等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 収容中の者の退院（第四十六条―第四十七 条の三）</p> <p>第三章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」と いう。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻 して収容する旨の決定の申請をし、又は仮退院を許 す処分を取り消すこと。</p> <p>五 九（略）</p> <p>（合議体）</p> <p>第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については 、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を 行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第三十五条第一項（第四十二条及び第四十七条の</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 仮釈放等</p> <p>第一節 第三節（略）</p> <p>第四節 収容中の者の退院（第四十六条・第四十七 条）</p> <p>第三章 第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十六条 地方更生保護委員会（以下「地方委員会」と いう。）は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 少年院からの仮退院中の者について、少年院に戻 して収容する旨の決定の申請をすること。</p> <p>五 九（略）</p> <p>（合議体）</p> <p>第二十三条 地方委員会は、次に掲げる事項については 、三人の委員をもって構成する合議体で、その権限を 行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第三十五条第一項（第四十二条及び売春防止法（</p>

三並びに売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の開始に係る判断

三 第三十九条第四項（第四十二条及び第四十七条の三並びに売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開に係る判断

四 （略）
2・3 （略）

（仮退院を許す処分）

第四十一条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者（第六十八条の五第一項に規定する收容中の特定保護観察処分少年を除く。第四十六条第一項において同じ。）について、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すものとする。

（少年法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護処分の執行のため少年院に收容中の者の退院を許す処分）

第四十六条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者について、少年院の長の申出があつた場合において、退院させてその保護処分を終了させるのを相当と認めるとき（二十三歳を超えて少年

昭和三十一年法律第百十八号）第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の開始に係る判断

三 第三十九条第四項（第四十二条及び売春防止法第二十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審理の再開に係る判断

四 （略）
2・3 （略）

（仮退院を許す処分）

第四十一条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者について、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院させることが改善更生のために相当であると認めるとき、その他仮に退院させることが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもつて、仮退院を許すものとする。

（少年院に收容中の者の退院を許す処分）

第四十六条 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に收容されている者について、少年院の長の申出があつた場合において、退院を相当と認めるとき（二十三歳を超えて少年院に收容されている者については、

院に收容されている者については、少年院法第百三十九条第一項に規定する事由に該当しなくなつたと認めるときその他退院させてその保護処分を終了させるのを相当と認めるとき）は、決定をもつて、これを許さなければならぬ。

2
(略)

(收容中の特定保護観察処分少年の退院を許す処分)

第四十七条の二 地方委員会は、第六十八条の五第一項に規定する收容中の特定保護観察処分少年について、少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために相当であると認めるとき、その他退院させて再び保護観察を実施することが改善更生のために特に必要であると認めるときは、決定をもつて、その退院を許すものとする。

(準用)

第四十七条の三 第三十五条、第三十六条、第三十七条第二項及び第三項、第三十八条並びに第三十九条第二項から第五項までの規定は、前条の規定による少年院からの退院について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「前条」とあるのは「少年院法第百三十六條の二」と、第三十八条第一項中「刑」とあるのは「保護処分」と、「犯罪」とあるのは「犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為」と、第三十九条第三項中「ものとする」とあるのは「ことができる」と読み替えるものとする。

少年院法第百三十九条第一項に規定する事由に該当しなくなつたと認めるときその他退院を相当と認めるとき）は、決定をもつて、これを許さなければならぬ。

2
(略)

(新設)

(新設)

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者(以下「保護観察対象者」という。)に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

- 一 少年法第二十四条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分が付されている者(以下「保護観察処分少年」という。)
- 二 四 (略)

(一般遵守事項)

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項(以下「一般遵守事項」という。)を遵守しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること(第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。))又は第七十八条の二第一項において準用する第六十八条の七第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

四 前号の届出に係る住居(第三十九条第三項(第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。))又は第六十八条の七第一項(第七十八条の二第一項において準用する場合を含む。))の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転

(保護観察の対象者)

第四十八条 次に掲げる者(以下「保護観察対象者」という。)に対する保護観察の実施については、この章の定めるところによる。

- 一 少年法第二十四条第一項第一号の保護処分が付されている者(以下「保護観察処分少年」という。)
- 二 四 (略)

(一般遵守事項)

第五十条 保護観察対象者は、次に掲げる事項(以下「一般遵守事項」という。)を遵守しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること(第三十九条第三項(第四十二条において準用する場合を含む。))次号において同じ。又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

四 前号の届出に係る住居(第三十九条第三項又は第七十八条の二第一項の規定により住居を特定された場合には当該住居、次号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居)に居住すること(次条第二項第五号の規定により宿泊すべき特定の場所を定

居の許可を受けた場合には当該許可に係る住居)に
居住すること(次条第二項第五号の規定により宿泊
すべき特定の場所を定められた場合を除く。)

五 転居(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四
条第二項の規定により定められた期間(以下「収容
可能期間」という。))の満了により釈放された場合
に前号の規定により居住することとされている住居
に転居する場合を除く。)又は七日以上の旅行をす
るときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受
けること。

2 刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯
した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四
条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを
受けた者(以下「保護観察付一部猶予者」という。)
が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による
保護観察に付されたときは、第七十八条の二第一項に
おいて準用する第六十八条の七第一項の規定により住
居を特定された場合及び次条第二項第五号の規定によ
り宿泊すべき特定の場所を定められた場合を除き、仮
釈放中の保護観察の終了時に居住することとされてい
た前項第三号の届出に係る住居(第三十九条第三項の
規定により住居を特定された場合には当該住居、前項
第五号の転居の許可を受けた場合には当該許可に係る
住居)につき、同項第三号の届出をしたものとみなす。

(特別遵守事項)
第五十一条 (略)

められた場合を除く。)

五 転居又は七日以上の旅行をするときは、あらかじ
め、保護観察所の長の許可を受けること。

2 刑法第二十七条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯
した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四
条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを
受けた者(以下「保護観察付一部猶予者」という。)
が仮釈放中の保護観察に引き続きこれらの規定による
保護観察に付されたときは、第七十八条の二第一項の
規定により住居を特定された場合及び次条第二項第五
号の規定により宿泊すべき特定の場所を定められた場
合を除き、仮釈放中の保護観察の終了時に居住するこ
ととされていた前項第三号の届出に係る住居(第三十
九条第三項の規定により住居を特定された場合には当
該住居、前項第五号の転居の許可を受けた場合には当
該許可に係る住居)につき、同項第三号の届出をした
ものとみなす。

(特別遵守事項)
第五十一条 (略)

2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五十二条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項及び第六十六条第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一〇七 (略)

(特別遵守事項の設定及び変更)

第五十二条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第二十条第一項第一号又は第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。

二〇六 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号若しくは第六十四条第一項第一号若しくは第二号の保護処分があったとき又は刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければなら

2 特別遵守事項は、次条に定める場合を除き、第五十二条の定めるところにより、これに違反した場合に第七十二条第一項、刑法第二十六条の二、第二十七条の五及び第二十九条第一項並びに少年法第二十六条の四第一項に規定する処分がされることがあることを踏まえ、次に掲げる事項について、保護観察対象者の改善更生のために特に必要と認められる範囲内において、具体的に定めるものとする。

一〇七 (略)

(特別遵守事項の設定及び変更)

第五十二条 保護観察所の長は、保護観察処分少年について、法務省令で定めるところにより、少年法第二十条第一項第一号の保護処分をした家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて、特別遵守事項を定めることができる。これを変更するときも、同様とする。

二〇六 (略)

(一般遵守事項の通知)

第五十四条 保護観察所の長は、少年法第二十四条第一項第一号の保護処分があったとき又は刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければなら

い。

2 刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった時は、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了により保護処分の執行のため収容している者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

（特別遵守事項の通知）

第五十五条（略）

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこ

2

刑事施設の長又は少年院の長は、第三十九条第一項の決定により懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者を釈放するとき、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこと（その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなった時は、その刑の執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなったこと。次条第二項において同じ。）により保護観察付一部猶予者を釈放するとき、又は第四十一条の決定により保護処分の執行のため収容している者を釈放するときは、法務省令で定めるところにより、その者に対し、一般遵守事項の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。

（特別遵守事項の通知）

第五十五条（略）

2 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役若しくは禁錮の刑の執行のため収容している者について第三十九条第一項の決定による釈放の時までに特別遵守事項（その者が保護観察付一部猶予者である場合には、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を含む。）が定められたとき、保護観察付一部猶予者についてその刑のうち執行が猶予されなかった部分の期間の執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなったこ

とによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^{（一）}の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、若しくは第四十七条の二の決定若しくは収容可能期間の満了による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項（釈放の時までに変更された場合には、変更後のもの）の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

（出頭の命令及び引致）

第六十三条（略）

257（略）

8 第二項又は第三項の引致状により引致された者については、引致すべき場所に引致された時から二十四時間以内に釈放しなければならぬ。ただし、その時間内に第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定によりその者が留置されたときは、この限りでない。

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十三条の二第一項の決定、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の決定をするか否かに関する審理の開始後に

とによる釈放の時までに特別遵守事項が定められたとき、又は保護処分^{（一）}の執行のため収容している者について第四十一条の決定による釈放の時までに特別遵守事項が定められたときは、法務省令で定めるところにより、その釈放の時に当該特別遵守事項（釈放の時までに変更された場合には、変更後のもの）の内容を記載した書面を交付しなければならぬ。ただし、その釈放の時までに当該特別遵守事項が取り消されたときは、この限りでない。

（出頭の命令及び引致）

第六十三条（略）

257（略）

8 第二項又は第三項の引致状により引致された者については、引致すべき場所に引致された時から二十四時間以内に釈放しなければならぬ。ただし、その時間内に第七十三条第一項、第七十六条第一項又は第八十条第一項の規定によりその者が留置されたときは、この限りでない。

9 地方委員会が行う第一項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項の規定による決定をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理

10 おいては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
(略)

(少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の期間)
第六十六条 保護観察処分少年(少年法第二十四条第一

項第一号の保護処分に付されているものに限る。次条及び第六十八条において同じ。)に対する保護観察の期間は、当該保護観察処分少年が二十歳に達するまで(その期間が二年に満たない場合には、二年)とする。ただし、同条第三項の規定により保護観察の期間が定められたときは、当該期間とする。

(家庭裁判所への通告等)
第六十八条 (略)

2 前項の規定による通告があつた場合において、当該通告に係る保護観察処分少年が十八歳以上であるときは、これを十八歳に満たない少年法第二条第一項の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、前項の規定により十八歳に満たない少年法第二条第一項の少年とみなされる保護観察処分少年に対して同法第二十四条第一項第一号又は第三号の保護処分をする場合において、当該保護観察処分少年が二十歳以上であるときは、保護処分の決定と同時に、その者が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければ

を担当する合議体）で行う。ただし、前項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
(略)

(少年法第二十四条第一項第一号の保護処分の期間)
第六十六条 保護観察処分少年に対する保護観察の期間

は、当該保護観察処分少年が二十歳に達するまで(その期間が二年に満たない場合には、二年)とする。ただし、第六十八条第三項の規定により保護観察の期間が定められたときは、当該期間とする。

(家庭裁判所への通告等)
第六十八条 (略)

2 前項の規定による通告があつた場合において、当該通告に係る保護観察処分少年が二十歳以上であるときは、これを少年法第二条第一項の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、前項の規定により少年法第二条第一項の少年とみなされる保護観察処分少年に対して同法第二十四条第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、その者が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければならない。

ばならない。

(少年法第六十六条第一項の決定の申請)

第六十八条の二 保護観察所の長は、特定保護観察処分少年（保護観察処分少年のうち、少年法第六十四条第一項第二号の保護処分に付されているものをいう。以下同じ。）が、遵守事項を遵守せず、その程度が重いと認めるときは、同法第六十六条第一項の決定の申請をすることができる。ただし、当該特定保護観察処分少年について、その収容可能期間が満了しているときは、この限りでない。

(留置)

第六十八条の三 保護観察所の長は、第六十三条第二項の引致状により引致した特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、当該特定保護観察処分少年を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 | 前項の規定による留置の期間は、引致すべき場所に引致した日から起算して十日以内とする。ただし、その期間中であっても、前条の規定による申請をする必要がなくなつたときその他留置の必要がなくなつたときは、直ちに特定保護観察処分少年を釈放しなければならない。

3 | 保護観察所の長は、第一項の規定により留置されている特定保護観察処分少年について、前条の規定による申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該

(新設)

(新設)

申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第六十六条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十七条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えることができない。

4 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。

（収容中の特定保護観察処分少年の保護観察の停止）
第六十八条の四 特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があつたときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は収容可能期間の満了までの間、当該特定保護観察処分少年の保護観察は、停止するものとする。

2 前項の規定により保護観察を停止されている特定保護観察処分少年については、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項、第五十二条、第五十三条、第五十六条から第五十八条まで、第六十条から第六十五条の四まで、第六十八条の二、第六十九条及び第七十条の規定は、適用しない。

3 特定保護観察処分少年の保護観察の期間は、少年法第六十六条第一項の決定によってその進行を停止し、第四十七条の二の決定により釈放された時又は収容可能期間が満了した時からその進行を始める。

（収容中の特定保護観察処分少年に係る特別遵守事項の設定等）

（新設）

第六十八条の五 地方委員会は、少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されている特定保護観察処分少年（以下「収容中の特定保護観察処分少年」という。）について、第四十七条の二の決定による釈放の時又は収容可能期間の満了の時までに、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。

2 地方委員会は、収容中の特定保護観察処分少年について定められている特別遵守事項につき、必要がなくなつたと認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放までの間又は収容可能期間の満了までの間に、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、これを取り消すものとする。

3 収容中の特定保護観察処分少年について、少年法第六十六条第一項の決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長（第四十七条の三において準用する第三十九条第三項の規定又は第六十八条の七第一項の規定により当該収容中の特定保護観察処分少年の住居が特定された場合には、その地を管轄する保護観察所の長）は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し必要があると認めるときは、特別遵守事項の設定、変更又は取消しに関し、地方委員会に対して意見を述べるものとする。

（収容時又は収容中における特定保護観察処分少年に係る少年院の長との連携）

第六十八条の六 特定保護観察処分少年が少年法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されたときは、

（新設）

（新設）

当該決定があつたときにその者に対する保護観察をつかさどつていた保護観察所の長は、その保護観察の実施状況その他の事情を考慮し、少年院における矯正教育に関し、少年院の長に対して意見を述べるものとする。

2 | 前条第三項の保護観察所の長は、收容中の特定保護観察処分少年について、少年院における矯正教育の状況を把握するとともに、必要があると認めるときは、第四十七条の二の決定による釈放後又は收容可能期間の満了後の保護観察の実施に関し、少年院の長の意見を聴くものとする。

(收容中の特定保護観察処分少年の住居の特定)

第六十八条の七 地方委員会は、收容中の特定保護観察処分少年について、收容可能期間の満了の時までに、第八十二条第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 | 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、收容可能期間の満了までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないと認められる事情が生じたと認めるときは、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、住居の特定を取り消すものとする。

3 | 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

(新設)

(保護観察の一時解除)

第七十条 (略)

2 前項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年については、第四十九条、第五十一条、第五十二条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条から第六十五条の四まで及び第六十七条から第六十八条の二までの規定は、適用しない。

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。)()の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。)()又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4・5 (略)

6 前項の場合において、保護観察所の長は、保護観察処分少年が第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている間に第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかった

(保護観察の一時解除)

第七十条 (略)

2 前項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年については、第四十九条、第五十一条、第五十二条から第五十九条まで、第六十一条、第六十二条、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十七条及び第六十八条の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている保護観察処分少年に対する第五十条第一項及び第六十三条の規定の適用については、同項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第七十条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

4・5 (略)

6 前項の場合において、保護観察所の長は、保護観察処分少年が第一項の規定により保護観察を一時的に解除されている間に第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項を遵守しなかった

ことを理由として、第六十七条第一項の規定による警告を發し、又は同条第二項若しくは第六十八条の二の規定による申請をすることができない。

(少年院への戻し収容の申請)

第七十一条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者(少年法第二十四条第一項第三号の保護処分が付されているものに限る。以下この条から第七十三条までにおいて同じ。)が遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、当該少年院仮退院者を少年院に送致した家庭裁判所に対し、これを少年院に戻して収容する旨の決定の申請をすることができ、ただし、二十三歳に達している少年院仮退院者については、少年院法第三百九条第一項に規定する事由に該当すると認めるときに限る。

(少年院への戻し収容の決定)

第七十二条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、十八歳に満たない少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(留置)

第七十三条 (略)

2 (略)

(削る)

ことを理由として、第六十七条第一項の規定による警告を發し、又は同条第二項の規定による申請をすることができない。

(少年院への戻し収容の申請)

第七十一条 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者が遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、当該少年院仮退院者を少年院に送致した家庭裁判所に対し、これを少年院に戻して収容する旨の決定の申請をすることができ、ただし、二十三歳に達している少年院仮退院者については、少年院法第三百九条第一項に規定する事由に該当すると認めるときに限る。

(少年院への戻し収容の決定)

第七十二条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第一項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(留置)

第七十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により留置されている少年院仮退院者について、第七十一条の規定による申請があったとき

3| 第一項の規定による留置及び前項ただし書の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

4| 第六十八条の第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により留置されている少年院仮退院者及びその留置について準用する。この場合において、同条第三項中「前条」とあるのは「第七十一条」と、「少年法第六十六条第二項」とあるのは「第七十二条第五項」と読み替えるものとする。

5| 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。
(削る)

は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る家庭裁判所からの決定の通知があるまでの間又は少年法第七十条第一項第二号の観護の措置がとられるまでの間、継続して留置することができる。ただし、留置の期間は、通じて二十日を超えない。

4| 第一項の規定による留置及び第二項ただし書の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体（第七十一条の規定による申請をするか否かに関する審理の開始後においては、当該審理を担当する合議体）で行う。ただし、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。
(新設)

5| 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

6| 第一項の規定による留置については、審査請求をすることができない。

(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分が付されている少年院仮退院者の仮退院の取消し)

第七十三条の二 地方委員会は、保護観察所の長の申出により、少年院仮退院者（少年法第六十四条第一項第三号の保護処分が付されているものに限る。第七十三条の四第一項において同じ。）が遵守事項を遵守せず、少年院に収容するのを相当と認めるときは、決定をもつて、第四十一条の規定による仮退院を許す処分を取り消すものとする。

2 | 前項の規定により仮退院を許す処分が取り消されたときは、仮退院中の日数は、少年法第六十四条第三項の規定により定められた期間に算入するものとする。

(決定の執行)

第七十三条の三 地方委員会は、前条第一項の決定をしたときは、保護観察官をして、その決定を執行させるものとする。ただし、必要があると認めるときは、刑事施設の長、少年鑑別所の長又は保護観察所の長にその執行を囑託することができる。

2 | 地方委員会は、前項の執行のため必要があると認めるときは、前条第一項の決定を受けた者に対し、出頭を命ずることができる。

3 | 地方委員会は、前条第一項の決定を受けた者について、正当な理由がないのに、前項の規定による出頭の命令に応ぜず、又は応じないおそれがあるときは、裁判官のあらかじめ発する引致状により、当該者を引致することができる。

4 | 第六十三条第四項から第八項までの規定は、前項の

(新設)

(新設)

引致状及び同項の規定による前条第一項の決定を受けた者の引致について準用する。この場合において、第六十三条第四項中「第二項の引致状は保護観察所の長の請求により、前項の引致状は」とあるのは「第七十三条の三第三項の引致状は、」と、同条第七項中「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保護観察官、保護観察所の長が引致した場合においては保護観察官」とあるのは「委員又は保護観察官」と、同条第八項ただし書中「第六十八条の三第一項、第七十三条第一項、第七十三条の四第一項、第七十六條第一項又は第八十条第一項の規定によりその者が留置された」とあるのは「第七十三条の三第一項の規定による執行が開始された」と読み替えるものとする。

5 | 地方委員会が行う第一項の規定による執行に係る判断、第二項の規定による命令、第三項の規定による引致に係る判断及び前項において準用する第六十三条第八項本文の規定による釈放に係る判断は、三人の委員をもって構成する合議体で行う。ただし、前項において準用する同条第八項本文の規定による釈放に係る地方委員会の判断については、急速を要するときは、あらかじめ地方委員会が指名する一人の委員で行うことができる。

6 | 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「、地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保

「護観察所の長」と読み替えるものとする。

(少年法第六十四条第一項第三号の保護処分が付されている少年院仮退院者の留置)

第七十三条の四 地方委員会は、第六十三条第二項又は第三項の引致状により引致された少年院仮退院者について、第七十三条の二第一項の申出があり同項の決定をするか否かに関する審理を開始するときは、当該少年院仮退院者を刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる。

2 | 第六十八条の三第四項並びに第七十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による留置について準用する。この場合において、同条第三項中「第七十一条の規定による申請」とあるのは、「第七十三条の二第一項の決定」と読み替えるものとする。

3 | 第十三条、第二十三条第三項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三条第二項の規定は前項において準用する第七十三条第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三条中「地方更生保護委員会及び保護観察所の長」とあるのは、「及び保護観察所の長」と読み替えるものとする。

2 第七十六条 (留置)
(略) (略)

(新設)

2 第七十六条 (留置)
(略) (略)

3 第六十八條の三第四項並びに第七十三條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。この場合において、同條第三項中「第七十一條の規定による申請」とあるのは、「第七十五條第一項の決定」と読み替えるものとする。

4 第十三條、第二十三條第三項並びに第二十五條第一項及び第二項の規定は前項において準用する第七十三條第三項に規定する措置のための合議体又は委員による調査について、第二十三條第二項の規定は前項において準用する第七十三條第三項の合議体の議事について、それぞれ準用する。この場合において、第十三條中「地方更生保護委員会及び保護觀察所の長」とあるのは、「及び保護觀察所の長」と読み替えるものとする。

(保護觀察付一部猶予者の住居の特定)

第七十八條の二 第六十八條の七第一項及び第二項の規定は、保護觀察付一部猶予者について準用する。この場合において、同條第一項及び第二項中「收容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

(削る)

3 第七十三條第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による留置について準用する。この場合において、同條第四項中「第七十一條の規定による申請」とあるのは、「第七十五條第一項の決定」と読み替えるものとする。

(新設)

(住居の特定)

第七十八條の二 地方委員会は、保護觀察付一部猶予者について、刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始の時までに、第八十二條第一項の規定による住居の調整の結果に基づき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、その者が居住すべき住居を特定することができる。

2 地方委員会は、前項の決定をした場合において、当該決定を受けた者について、刑法第二十七條の二の規定による猶予の期間の開始までの間に、当該決定により特定された住居に居住することが相当でないと認められる事情が生じたとき、法務省令で定めるところにより、決定をもつて、住居の特定を取り消すことができる。

2| 第三十六条第二項の規定は前項において準用する第六十八条の七第一項及び第二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

(留置)
第八十条 (略)

2 6 (略)

7 第六十八条の三第四項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。

(保護観察の仮解除)
第八十一条 (略)

2 (略)

3 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居(第四十七条の二の決定又は少年法第六十四条第二項の規定により定められた期間(以下「収容可能期間」という。))の満了により釈放された場合に前号の規定により居住することとされている住居に転居する場合を除く。)(又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十

すものとする。

3| 第三十六条第二項の規定は前二項の決定に関する審理における調査について、第三十七条第二項の規定は当該審理について、それぞれ準用する。

(留置)
第八十条 (略)

2 6 (略)

7 第七十三条第六項の規定は、第一項の規定による留置について準用する。

(保護観察の仮解除)
第八十一条 (略)

2 (略)

3 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者に対する第五十条及び第六十三条の規定の適用については、第五十条第一項中「以下「一般遵守事項」という」とあるのは「第二号ロ及び第三号に掲げる事項を除く」と、同項第二号中「守り、保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受ける」とあるのは「守る」と、同項第五号中「転居又は七日以上の旅行」とあるのは「転居」と、第六十三条第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十一条第三項の規定により読み替えて適用される第五十条第一項に掲げる事項」とする。

三條第二項第二号中「遵守事項」とあるのは「第八十
一條第三項の規定により読み替えて適用される第五十
條第一項に掲げる事項」とする。

4・5
(略)

4
・
5

(略)

新	旧
<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保護処分在院者 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項第三号並びに第六十四条第一項第二号（同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた場合に限る。）及び第三号の保護処分（第三十八条第二項及び第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定による措置並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項及び第七十三条の二第一項の規定による措置を含む。）次条第一号及び第四条第一項第一号から第三号までにおいて単に「保護処分」という。）の執行を受けるため少年院に収容されている者をいう。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(少年院の種類) 第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。</p> <p>一 第一種 保護処分の執行を受ける者（第五号に定める者を除く。次号及び第三号において同じ。）で</p>	<p>(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保護処分在院者 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十四条第一項第三号の保護処分（第三十八条第二項及び第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十九条第二項の規定による措置並びに更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第七十二条第一項の規定による措置を含む。）次条第一号及び第四条第一項第一号から第三号までにおいて単に「保護処分」という。）の執行を受けるため少年院に収容されている者をいう。</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(少年院の種類) 第四条 少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。</p> <p>一 第一種 保護処分の執行を受ける者であつて、心身に著しい障害がないおおむね十二歳以上二十三歳</p>

あつて、心身に著しい障害がないおおむね十二歳以上二十三歳未満のもの（次号に定める者を除く。）

二〇四（略）

五 第五種 少年法第六十四条第一項第二号の保護処分
の執行を受け、かつ、同法第六十六条第一項の規定による決定を受けた者

2
（略）

（個人別矯正教育計画）

第三十四条（略）

2・3（略）

4 少年院の長は、第四条第一項第五号に規定する第五種の少年院に収容されている者（以下「第五種少年院在院者」という。）について、個人別矯正教育計画を策定しようとする場合には、前項に規定するもののほか、保護観察所の長の意見を踏まえ、策定するものとする。

5 少年院の長は、第一項の規定により個人別矯正教育計画を策定したときは、速やかに、その内容を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあっては、相当と認める者及び保護観察所の長）に通知するものとする。

7 6
（略）

第二項から第五項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

（成績の評価及び告知等）

未満のもの（次号に定める者を除く。）

二〇四（略）

（新設）

2
（略）

（個人別矯正教育計画）

第三十四条（略）

2・3（略）

（新設）

4 少年院の長は、第一項の規定により個人別矯正教育計画を策定したときは、速やかに、その内容を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

6 5
（略）

第二項から第四項までの規定は、前項の規定による個人別矯正教育計画の変更について準用する。

（成績の評価及び告知等）

第三十五条 (略)

2 (略)

3 少年院の長は、第一項の成績の評価を行ったときは、速やかに、その結果を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長）に通知するものとする。

4 少年院の長は、前項の規定による通知をする場合その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長）に対し、その在院者の生活及び心身の状況を通知するものとする。

(鑑別のための少年鑑別所への収容)

第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三条第一項の規定により指定された矯正教育課程（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。第百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。）又は第三十四条第一項の規定により策定された個人別矯正教育計画（同条第六項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）がその者にとって適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2 (略)

(身体の検査等)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 少年院の長は、第一項の成績の評価を行ったときは、速やかに、その結果を、在院者に告知し、及びその保護者その他相当と認める者に通知するものとする。

4 少年院の長は、前項に規定する通知をする場合その他相当と認める者（在院者が第五種少年院在院者である場合にあつては、相当と認める者及び保護観察所の長）に対し、その在院者の生活及び心身の状況を通知するものとする。

(鑑別のための少年鑑別所への収容)

第三十六条 少年院の長は、在院者について、第三十三条第一項の規定により指定された矯正教育課程（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。第百三十四条第二項において「指定矯正教育課程」という。）又は第三十四条第一項の規定により策定された個人別矯正教育計画（同条第五項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）がその者にとって適切なものであるかどうかを確認するためその他必要があると認めるときは、その者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせることができる。

2 (略)

(身体の検査等)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 指定職員は、少年院の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年院内において、在院者以外の者（弁護士である付添人若しくは在院者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の立会い等)

第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 (略)

第八十五条 (略)

2 (略)

3 指定職員は、少年院の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、少年院内において、在院者以外の者（弁護士である付添人若しくは在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士又は弁護士等（弁護士又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第三十九条第一項に規定する弁護士となろうとする者をいう。以下同じ。）を除く。）の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 (略)

(面会の立会い等)

第九十三条 少年院の長は、その指名する職員に、在院者の面会（付添人等（付添人又は在院者若しくはその保護者の依頼により付添人となろうとする弁護士をいう。以下同じ。）又は弁護士等との面会を除く。）に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させるものとする。ただし、少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又は在院者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合には、その立会い並びに録音及び録画（次項において「立会い等」という。）をさせないことができる。

2 (略)

(仮退院の申出)

第百三十五条 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

(第五種少年院在院者以外の保護処分在院者の退院の申出等)

第百三十六条 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者について、第二十三条第一項に規定する目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 少年院の長は、第五種少年院在院者以外の保護処分在院者が地方更生保護委員会から更生保護法第四十六条第一項の規定による退院を許す旨の決定の告知を受けたときは、その者がその告知を受けた日から起算して七日を超えない範囲内において、その者を出院させるべき日を指定するものとする。

(第五種少年院在院者の退院の申出)

第百三十六条の二 少年院の長は、第五種少年院在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

(仮退院の申出)

第百三十五条 少年院の長は、保護処分在院者について、第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達し、仮に退院を許すのが相当であると認めるときは、地方更生保護委員会に対し、仮退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

(退院の申出等)

第百三十六条 少年院の長は、保護処分在院者について、第二十三条第一項に規定する目的を達したと認めるときは、地方更生保護委員会に対し、退院を許すべき旨の申出をしなければならない。

2 少年院の長は、保護処分在院者が地方更生保護委員会から更生保護法第四十六条第一項の規定による退院を許す旨の決定の告知を受けたときは、その者がその告知を受けた日から起算して七日を超えない範囲内において、その者を出院させるべき日を指定するものとする。

(新設)

(二十歳退院及び收容継続)

第三百三十七条 少年院の長は、少年法第二十四条第一項第三号の保護処分(更生保護法第七十二条第一項の規定による措置を含む。)の執行を受けるため少年院に收容されている保護処分在院者が二十歳に達したときは退院させるものとし、二十歳に達した日の翌日にその者を出院させなければならない。ただし、少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定のあつた日から起算して一年を経過していないときは、その日から起算して一年間に限り、その收容を継続することができる。

2 (略)

(二十三歳までの收容継続)

第三百三十八条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第二項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、十八歳に満たない少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(保護処分在院者の出院)

第四百十条 保護処分在院者の出院は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一 (略)

二 第三百三十七条第一項ただし書の規定により少年院に收容することができる期間又は家庭裁判所が第百

(二十歳退院及び收容継続)

第三百三十七条 少年院の長は、保護処分在院者が二十歳に達したときは退院させるものとし、二十歳に達した日の翌日にその者を出院させなければならない。ただし、少年法第二十四条第一項第三号の保護処分に係る同項の決定のあつた日から起算して一年を経過していないときは、その日から起算して一年間に限り、その收容を継続することができる。

2 (略)

(二十三歳までの收容継続)

第三百三十八条 (略)

2 4 (略)

5 前三項に定めるもののほか、第二項の決定に係る事件の手續は、その性質に反しない限り、少年の保護処分に係る事件の手續の例による。

(保護処分在院者の出院)

第四百十条 保護処分在院者の出院は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。

一 (略)

二 第三百三十七条第一項ただし書の規定により少年院に收容することができる期間又は家庭裁判所が第百

三十八条第二項、前条第二項、少年法第二十六条の四第二項若しくは第六十四条第二項若しくは第三項若しくは更生保護法第六十八条第三項若しくは第七十二条第二項若しくは第三項の規定により定められた少年院に收容する期間若しくは收容することができる期間の満了による場合 当該期間の末日の翌日の午前中

三 (略)

(願い出による滞留)

第二百四十二条 少年院の長は、出院させるべき在院者が負傷又は疾病により重態であるとき、その他その者の利益のためにやむを得ない事由があるときは、その願い出により、その者が少年院に一時とどまることを許すことができる。この場合において、その者が更生保護法第四十一条の規定による仮退院を許す旨の決定又は同法第四十六条第一項若しくは第四十七条の規定による退院を許す旨の決定を受けた者であるときは、速やかに、その者が少年院に一時とどまることを許した旨をその仮退院又は退院を許す旨の決定をした地方更生保護委員会に報告しなければならない。

2 (略)

三十八条第二項、前条第二項、少年法第二十六条の四第二項若しくは更生保護法第六十八条第三項若しくは第七十二条第二項若しくは第三項の規定により定められた少年院に收容する期間の満了による場合 当該期間の末日の翌日の午前中

三 (略)

(願い出による滞留)

第二百四十二条 少年院の長は、出院させるべき在院者が負傷又は疾病により重態であるとき、その他その者の利益のためにやむを得ない事由があるときは、その願い出により、その者が少年院に一時とどまることを許すことができる。この場合において、その者が更生保護法第四十一条の規定による仮退院を許す旨の決定又は同法第四十六条第一項の規定による退院を許す旨の決定を受けた者であるときは、速やかに、その者が少年院に一時とどまることを許した旨をその仮退院又は退院を許す旨の決定をした地方更生保護委員会に報告しなければならない。

2 (略)